

留学生ガイドブック

2023年8月

県立広島大学
国際交流センター

目次

◆市役所・区役所での手続き	1
1 住民登録	1
2 マイナンバー 社会保障・税番号制度	1
3 国民年金	1
4 国民健康保険	2
◆在留資格関連の手続き	2
1 広島出入国在留管理局	3
2 在留カード	3
3 在留期間更新	4
4 一時帰国及び再入国	4
5 資格外活動許可（アルバイト）	5
6 休学について	6
7 卒業・修了後について	6
◆健康・安全管理	8
1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	8
2 病気やけがをしたら	9
3 防災	9
4 防犯・危機管理	10
◆学生生活	13
1 図書館	13
2 学内ネットワークサービス	14
3 キャリアセンター	14
4 国際交流センター（広島キャンパス）	14
◆日常生活	15
1 住居	15
2 銀行口座	15
3 郵便	15
4 電気、ガス、水道	16
5 携帯電話	16
6 生活ガイドブック	16
7 交通	17
◆留学生の奨学金	17
◆学外の外国人留学生支援団体	18
1 公益財団法人ひろしま国際センター	18
2 広島県留学生活躍支援センター	19
3 公益財団法人広島平和文化センター 国際交流・協力課	19
◆連絡先リスト	20

◆市役所・区役所での手続き

入国後広島県内の住所が決まったらすぐに役所で必要な手続きをしてください。在留カードや国民健康保険証は、身分証明書として日本での生活に必要な場合が多くあります。

1 住民登録

日本に3ヶ月を超えて在住する外国人は、居住地を定めてから14日以内に居住地区の役所で、日本での居住地を登録しなければなりません。必要な届出が遅れるほか、うその届出をした場合は、罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外退去強制等の処分の対象となる可能性があります。

【必要書類】

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（未交付の場合は不要）
- ③ 届出書（役所で入手し記入する）

※住所が変わったときも14日以内に役所で、転出・転入の手続きをしなければなりません。

また、教学課・国際交流センターへも、必ず住所の変更を報告してください。

2 マイナンバー 社会保障・税番号制度

個人番号（マイナンバー）は、日本国内での社会保障や税、災害対策の3分野で利用されるもので、来日後、初めて住民票が作成される際に、12桁のマイナンバーが付番されます。マイナンバーは、1人1人みな異なる番号で、原則一生同じ番号を使うこととなります。いったん日本を離れ、再来日して住民票を作成する場合にも同じ番号を使います。

法律で定められた場合を除き、自分のマイナンバーを他人に教えたり、他人のマイナンバーを聞き取ったり書き留めたりすることは禁止されています。マイナンバーを聞かれたら、しっかりと相手と利用目的を確認するなどして、自分のマイナンバーを他人に悪用されないように注意してください。

詳しい内容は、以下のリンクを参照に、市区町村に問い合わせてください。

マイナンバーカード総合サイト：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

3 国民年金

日本に住む20歳から59歳の方は、日本国籍があるなしにかかわらずすべての人が、国民年金に加入しなければなりません。国民年金は、加入者が老齢に達したときや障害を負った場合等に支給される公的な年金制度の一種です。加入手続きは居住地区の役所で行います。保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の支払いが猶予されたり、免除される制度があります。1年以上の課程に在籍している方は、「学生納付特例制度」が利用できますので保険料免除の申請をしてください。在籍期間が1年未満の方は、納付猶予制度が利用できる可能性がありますので、居住地区の役所で手続きをしてください。なお、免除申請は毎年行なう必要があります。

4 国民健康保険

3ヶ月以上日本に滞在する予定で、居住する市区町村役所で住民登録をした留学生はすべて国民健康保険への加入が義務づけられています。

以下の必要書類を持って、居住地区の保険年金課で手続きをしてください。

国民健康保険に加入すると、保険証が発行されます。病院に行くときは、必ず保険証を持って行き、診療受付で保険証を提示してください。保険証を提示すると、保険適用内医療費総額のうち3割を皆さんが支払い、残りの7割は国民健康保険制度が負担します。

なお、国民健康保険は、来日をした時点から加入することが原則です。したがって加入手続きが遅れると、来日した月までさかのぼって保険料の支払いを請求されることもありますので注意してください。

【必要書類】

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（未交付の場合は不要）
- ③ 学生証
- ④ マイナンバー（持っていれば）
- ⑤ 申請書（役所で入手し記入する）

毎月の保険料は、アルバイト等による所得が多いと支払額も増加します。ただし、保険料の減額制度もありますので、区役所等の国保担当課の窓口で相談してください。

また、国民健康保険の対象外の診療もあり、かかった費用の全額を負担しなければならない場合があります。

【国民健康保険の対象外の例】

- ・ 日本国外で診療を受けた場合
- ・ 健康診断
- ・ 予防注射
- ・ 病院の個室などに入院した時の「差額ベッド料」
- ・ 保険のきかない高価な特殊治療薬を使った場合
- ・ 金冠などの歯の特殊治療
- ・ 美容整形
- ・ 正常な妊娠、出産
- ・ 人工妊娠中絶



留学が終わって帰国する場合、帰国する前に加入した区役所等へ行き、保険証を返却してください。

この手続きをしないと、脱退したことになりません。

◆在留資格関連の手続き

現在、日本に入国し滞在するすべての外国人は、「出入国管理および難民認定法」を基本とする関係法令によって、日本での活動内容や各種手続きが定められています。この法律で定められた手続きを怠ったり、規則に違反したりすると、留学生生活を続けることができなくなりますのでよく注意してください。

1 広島出入国在留管理局

皆さんが主に手続きを行う場所です。

【本局】

所在地：730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎内

窓口受付時間：9時～16時（土・日曜日、休日を除く）

入国・在留審査部門：TEL 082-221-4412

地図：<https://goo.gl/maps/JuB295dB3bi8dGx7A>

【福山出張所】

所在地：720-0065 広島県福山市東桜町1番21号 エストパルク 8F

窓口受付時間：9時～16時（土・日曜日、休日を除く）

TEL：084-973-8090

地図：<https://goo.gl/maps/cF2H7PL3TQu2tBQh8>

2 在留カード

(1) 在留カードの携帯義務

在留カードには就労制限の有無や氏名・生年月日、性別、国籍、地域、在留資格、在留期間の満了日、許可の種類、許可年月日、交付年月日、番号、住居地が書かれています。このカードは常時携帯する義務があり、義務違反者には罰則もあります。また、警察官や官公庁の行政官の要求に対して、提示することが義務付けられています。

(2) 住居地の変更

住居地に変更が生じた場合には、新住居地へ移転した日から14日以内に、在留カードを持って、新しい居住地の役所で住居地の変更届出を行わなければなりません。在留カードの住居地の変更届出を行うと、市区町村で在留カードの裏面に新しい住所が記載されます。

(3) 在留カードの紛失

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失った場合には、その事実を知ったときから14日以内に、地方入国管理局に対し、在留カードの再交付申請をしなければなりません。

※在留カードを紛失した場合は、早急に国際交流センターに申し出てください。

(4) 「出入国管理及び難民認定法」についての注意事項

在留資格の取消の対象等について、法律で次のとおり規定されています。

- ・在留資格に伴う活動や、学歴・経歴を偽って上陸許可を受けた場合、在留資格取消の対象となります。
- ・在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合、在留資格取消の対象となります。（正当な理由がある場合を除く）
- ・在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合、在留資格の取消対象となります。（正当な理由がある場合を除く）※在留資格に係る活動：本学の留学生の場合、本学での学修活動
- ・不法滞在者に該当した場合、3年以下の懲役もしくは禁錮刑、300万円以下の罰金が科せられます。

す。また、無許可で資格外活動（アルバイト等）を行っている外国人は1年以下の懲役もしくは禁錮または200万円以下の罰金が科せられます。

3 在留期間更新

(1) 在留期間更新許可申請

在留期間更新の申請は、在留期間の満了日までに地方入国管理局に行って期間更新の手続きを行わなければなりません。在留期限のおよそ3ヶ月前から申請を受け付けてもらえます。最低でも在留期限が満了する2週間前までに、以下の必要書類を持って、国際交流センター等で県立広島大学の代表者氏名の記名を受け、地方入国管理局へ行き、在留期間更新許可申請を行ってください。在留期間を経過して日本国内に残留した場合、不法滞在となり、罰則が適用されます。

【必要書類】

- ① 在留期間更新許可申請書 ([在留期間更新許可申請書](#) | [出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](#))
- ② パスポート (原本)
- ③ 在留カード (原本)
- ④ 成績証明書
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 経費支弁を証明する書類
例) 海外送金証明書、預金通帳の写し、アルバイトの給料明細書
- ⑦ 資格外活動許可申請書 (該当者のみ) ([資格外活動許可申請](#) | [出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](#))
- ⑧ 奨学金受給証明書 (該当者のみ)
- ⑨ 手数料納付書 (4,000円の収入印紙) ※在留カード受取時に必要
- ⑩ 現在の履修時間割表/翌学期の履修計画表 ※研究生の場合に限る

(2) 在留カードの届出

在留期間更新手続き終了後、在留期限が更新された新しい在留カードが発行されます。新しい在留カードの受領後、市区町村（市役所）で在留カードの記載事項変更の手続きを行い、パスポートと在留カードのコピーを国際交流センターまたは三原・庄原キャンパスは教学課（以下「国際交流センター」という）に提出して下さい。

4 一時帰国及び再入国

(1) 海外渡航届（大学所定様式）の提出

日本国外に出る場合は、授業期間、休業期間に関わらず、日本を出国する1週間前までに必ず国際交流センター等へ連絡し、大学所定の「海外渡航届（外国人留学生用：一時帰国を含む）」を提出してください。（渡航届は、国際交流センター等で配布しています。）

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pu-hiroshima.ac.jp%2Fuploaded%2Ffile%2F46974_115925_misc.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

(2) みなし再入国許可

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。この制度を「みなし再入国許可」といいます。

この制度を利用して一時出国する場合は、在留カードを出国する空港等の入国審査官に提示し、E/Dカード（再入国出国記録）の該当欄にチェックを入れてください。なお、手数料はかかりません。法務省入国管理局パンフレット：https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/re-ed_index.html

【注意】

- ・みなし再入国許可により一時出国する人は、その有効期間を海外で延長することはできません。
- ・出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなります。

※ただし、在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その期限までに再入国してください。

5 資格外活動許可（アルバイト）

(1) 資格外活動許可申請

留学生の皆さんの日本での活動目的は、学習や研究であり、在留資格は原則として「留学」です。在留資格「留学」では、アルバイトはできません。アルバイトをするには、入国管理局で資格外活動許可を受けなければなりません。以下の【必要なもの】を持って広島出入国在留管理局へ行き、申請してください。

【必要なもの】

- ① 資格外活動許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード

【注意】許可を受けずに、または許可された期間を過ぎても更新せずにアルバイトをすると、「不法就労」として重い罰則を科せられます。

なお、新規入国者（※再入国許可による入国者は対象となりません。）で、「留学」の在留資格が決定された方（※3ヶ月の在留期間が決定された方は対象となりません。）は、出入国港において、資格外活動許可申請ができます。

(2) 資格外活動を行う際の注意事項

- ・風俗営業または風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行ってはいけません。
- ・許可されるアルバイトの時間は1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内、週40時間以内）です。
- ・大学の夏季・冬季・春季長期休業期間については、学年歴で確認してください。
- ・アルバイトを行う時は、裏面の資格外活動許可欄に許可印が押されている在留カードを携帯してください。

住居地記載欄	
届出年月日	住居地
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号
	記載者印 東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄
許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中

(3) 在留カードの提出

各学生の資格外活動の状況を知るために、在留カードにて資格外活動許可の有無を確認しています。アルバイトをする学生は、必ず国際交流センター等に在留カードのコピー（両面）を提出してください。

6 休学について

- ・休学する場合は速やかに指導教員や国際交流センター等に相談してください。
- ・在留資格「留学」で本学に在学している学生が休学する場合、日本に在留し続けることやアルバイトをすることはできません。適切な在留資格への変更手続きをするか、速やかに出国する必要があります。（休学中に在留期限が満了する場合は、在留カードを返納してから帰国してください。休学期間中に在留期間が満了した留學生が復学する場合は、再度、自国の日本国公館で「留学」の査証（ビザ）を取得する必要があります。）

7 卒業・修了後について

(1) 卒業・修了後の進路について

本校では、卒業・修了時、キャリアセンターから進路調査票の提出をお願いしています。また、国際交流センターでも在留資格に関連して、卒業・修了後の進路確認をおこなっていますので、卒業・修了後の進路が決まったら、すみやかにキャリアセンター及び国際交流センター等にご報告ください。

(2) 卒業・修了時の在留資格更新・変更について

本学を卒業・修了後、在留期限を超えて日本に滞在することはできません。卒業・修了後も引き続き日本に滞在する場合には、進路に応じた在留資格変更の手続きを行ってください。

① 就職をする場合

就職する職種によって、在留資格が異なります。下記のホームページを参照して、自分の在留資格がどれに当たるのか確認してください。それでもわからない場合には、直接、就職先に相談してください。

法務省HP：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>

② 就職活動を継続する場合

在学中から行っている就職活動を、卒業後も引き続き継続する場合には、在留資格「特定活動」へ資格変更をすることができます。この資格の在留期間は6か月で、1度のみ期間更新が認められることがあり、最長で1年です。申請のためには、県立広島大学からの推薦状及び継続就職活動を行っていることを明らかにする資料が必要です。審査に時間がかかることがあるので、卒業・修了前に、早めに申請の準備を進めてください。詳しくは、法務省のホームページで確認してください。

法務省HP <https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

※申請書は、在留資格変更許可申請書（法務省ホームページ）に掲載されている項目のうち、「本邦の大学等を卒業した留學生が就職活動を行う場合」に掲げられている様式を使用してください（申請人等作成用3枚目の左上部分に、「U（その他）」と書いてある様式です。

※所属機関等作成用は提出する必要はありませんが、本学学長の押印のある推薦状が必要です（様式

は上記HP上に掲載があります)。

※推薦状の交付には本学の指定の要件を満たす必要があります。就職活動の実績が証明できない方には推薦状の交付はできませんので注意してください。

推薦状の交付について

◆ 交付要件

- ①本学の学部・研究科の正規課程に在籍し、「留学」の在留資格を有する者。
- ②在学中の就職活動の実績が証明できる者 (a, b いずれかに該当する者)。
 - a. キャリアセンターにおいて進路希望登録を行い、継続的に就職活動を行っていることをキャリアセンターが認めた者。
 - b. 個人で就職活動をしている者については、企業からの訪問通知や試験通知・面接通知等就職活動を行っていることを示す書類の写しの提出がある者。
(就職支援サイトへのWeb登録やセミナーなどの申込のみの場合は就職活動とは認めない。)
- ③在留期間中について十分な財政能力を有する者。

◆ 遵守義務

- ①月1回「就職活動月次報告書」にて、就職活動の状況を国際交流センターに報告すること。
- ②住所・連絡先を変更する場合、帰国する場合は、国際交流センターに報告すること。
- ③就職先が決まった場合は、国際交流センター及びキャリアセンターに報告すること。

◆ 申請書類及び審査

推薦状の交付を希望する者は、本学卒業・修了後1か月以内に、以下の必要書類を国際交流センターへ提出するものとし、就職活動の実績及び今後の活動の見込について審査の上、推薦状の交付の可否を決定する。

[必要書類]

- a. 在留資格変更許可申請書 1通
- b. 写真(縦4cm×横3cm) 1葉
- c. パスポート及び在留カードのコピー
- d. 申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
- e. 直前まで在籍していた大学の卒業証書(写し)又は卒業証明書 1通
- f. 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料
- g. 誓約書(本学様式) 1通 ※国際交流センターにて配布

大学HPからもダウンロード可能: <https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/attachment/18488.pdf>

③ 大学等の在学中あるいは卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合

在留資格「留学」をもって在留する外国人で、大学等の在学中あるいは卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合には、在留資格「特定活動」への資格変更をすることができます。内定先から提出してもらう書類が多いので、卒業・修了前に、早めに申請の準備を進めてください。詳しくは、法務省のホームページで確認してください。

法務省HP: <https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities15.html>

※申請書は、在留資格変更許可申請書(法務省ホームページ)に掲載されている申請書のうち、「大学等の在学中あるいは卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合」に掲げられてい

る様式を使用してください

(申請人等作成用3枚目の左上部分に、「U(その他)」と書いてある様式です)。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>

※所属機関等作成用は内定先の会社に作成してもらってください。

(3) 「所属機関に関する届出」について (在留資格「留学」)

卒業(修了)、他校への進学、就職等で、活動機関からの離脱・新たな活動機関への移籍があった場合には、変更後14日以内に出入国在留管理局に届出を行ってください。

※なお、大学(留学生受け入れ教育機関として)からも留学生の状況を出入国在留管理局に報告しており、留学生自身の届出情報との照合が行われます。

届出の詳細は、以下、出入国在留管理庁のHPリンクからご確認ください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

出入国在留管理庁電子届出システムからもオンライン上で届出ができます。(利用者登録が必要です。)

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html

◆ 健康・安全管理

1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険

大学生活中の事故の予防については、日頃から十分対策をたてておく必要がありますが、それでも事故は思わぬときに起こるものです。この保険は、そのような事故にあった場合や、事故を起こした場合に対する日本国内外の補償制度で、すべての正規学生はこの保険に加入することになっています。交換留学生も、母国でこのような保険に入っていない場合は、加入を勧めます。

(1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

学生が、授業・学校行事及びその往復中、課外活動中、通学中に起こった不慮の災害や事故による傷害を補償します。詳細は以下のリンクから確認してください。

(<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>)

(2) 学研災付帯賠償責任保管(付帯賠償)

学生が、授業・学校行事及びその往復中で、他人にケガをさせた場合や、他人の財物を損壊した場合に補償します。

例) 学園祭で模擬店を出したが、食中毒事故が起きてしまい、5人が入院した。

正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。

大学への通学中、自転車事故を起こしてしまい、相手の人がケガをした。

【注意】保険金が支払われない場合もありますので、ご注意ください。



しおりをよく読み、不明な点があれば、教学課におたずね下さい。
また、事故が起きた時は、すぐに教学課に報告してください。

2 病気やけがをしたら

(1) 保健室を利用する

学内でけがをした場合や体調が悪くなった場合は、保健室で（不在の場合は教学課）処置を受けてください。休養が必要な場合は、ベッドを利用できます。また、必要があれば医療機関を紹介します。ただし、その場合にかかる費用は、自己負担となります。

また、心身の健康について相談があれば、お気軽に保健室においでください。

(2) 病院を受診する

日本には総合病院や個人医院などがありますが、どの病院に行くべきか、病気やけがの種類、程度によって違います。近所の病院について、普段から診療科目や診療時間、休診日などの情報を得ておきましょう。

言葉に不安がある時は、下記のサービスを利用するか、通訳できる人に同行してもらいましょう。

- ・ 診療時に役立つ多言語問診票 (<http://www.kifjp.org/medical/>)

多言語で翻訳した問診票がインターネットで公開されています。印刷して使ってください。

- ・ 外国語で受診できる病院

(<http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/hospital/fk9020.php>)

「広島県救急医療情報ネットワーク」で県内の医療機関を検索できます。

3 防災

日本では近年、地震・津波の被害に加え、豪雨や大雪、竜巻などの災害が多発しています。

こういった災害から命を守るために、緊急時に備えて、日頃から準備しておくことを確認しましょう。

避難場所の確認（大学及び自宅周辺）

※土砂災害、洪水、地震等、災害ごとの避難場所を確認しましょう。

自治体防災メール等の登録

家族との連絡方法・待ち合わせ場所の確認

大学・友人等への連絡方法の確認

家具類の転倒防止の措置

廊下等に荷物を置かない

緊急避難アイテムの準備

徒歩帰宅ルートの確認

災害伝言サービスの確認

※また、本学が作成している防災マニュアルを印刷し、携帯するようにしてください。

防災マニュアル：https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/life/50387_125982_misc.pdf（日）

https://www.pu-hiroshima.ac.jp/uploaded/life/50387_125983_misc.pdf（英）

【防災関連リンク】

気象庁 防災情報：<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menulash.html>

国土交通省・観光庁提供

「外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ “Safety tips”」：www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000136.html

広島県防災 Web：<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>

広島市防災ポータル：<http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>

4 防犯・危機管理

(1) 身近な犯罪

日本は比較的、治安の良い国と言われています。しかし残念なことに、最近では凶悪犯罪も少なくありません。夜はできるだけ一人で外を歩かない、在留カードや携帯電話など個人情報の入ったものは、絶対に体から離さないなどの自衛策を講じてください。参考までに、巻き込まれやすい犯罪と取るべき対策を紹介します。

【ひったくり】

自転車の荷台に荷物をいれて走ったり、携帯電話に夢中になって歩いていたりと、後ろからバイクで近付いてきて荷物をサッと持って行かれてしまいます。

対 策

- ・バッグは斜めがけする。(肩から反対側の脇の下に向けてかける)
- ・バッグを車道側に持たない。
- ・歩きながら携帯電話を使わない。



【盗難】

外出先で財布や鞆、停めておいた自転車を盗まれたりすることがあります。

対 策

- ・外出時はなるべく貴重品は身につけない。所持金は最小限にする。
- ・学校の教室や職場など、慣れた場所でも貴重品は体から離さない。
- ・在留カードや財布などが入ったバッグを残したまま席を離れない。
- ・自転車の鍵はチェーン鍵との併用などで二重にかける。



【空き巣】

外出中に鍵を壊したり、特殊な道具で開けたりして貴重品を盗まれることがあります。

対 策

- ・外にごみを捨てに行く時など、どんなに短い時間でも必ず鍵をかける。
- ・玄関のドアに新聞や郵便物を差し込むポストがついている場合は、部屋の中を覗いたり、手を入れたりできない様に、内側からしっかりカバーをかけておく。
- ・ポストに郵便物を溜めない。いつも留守だと思われて空き巣に入れやすくなってしまいます。
- ・部屋の中では貴重品は目のつく場所に置かず、現金はなるべく銀行等に預ける。

何かあったときはすぐに警察と、大学の教学課へ連絡してください。

【広島南警察署】 〒734-0003 広島市南区宇品東4丁目1番34号 TEL 082-255-0110

【庄原警察署】 〒727-0012 広島県庄原市中本町1丁目3-8 TEL 0824-72-0110

【三原警察署】 〒723-0052 三原市皆実三丁目2-6 TEL 0848-67-0110

(2) 違法行為

特に問題はなさそうなのに、実は法律違反である、ということがあります。普段の何気ない行為が思わぬ結果を招いてしまうことになります。そして、それは「知らなかった」では済まないで気を付けましょう。以下は主な例です。

ごみ置き場にあったものを持ち帰る

テレビや自転車、電化製品など財産的価値があると見られるものは、たとえ捨ててあったとしても、法律違反とみなされます。



勝手にごみを捨てる

ごみを捨てる場合、決められた場所・方法以外で捨てる则法律違反になります。たとえば、自転車や冷蔵庫を川原や山の中に捨てた場合や、生ゴミなどの家庭ごみを路上に勝手に捨てた場合は、罰金が科せられます。



自分の携帯電話を売る、他人の携帯電話を買う

自分名義の携帯電話を携帯電話会社に無断で他の人に売ったり、逆に他人名義の携帯電話を買ったりしてはいけません。また、携帯電話の契約時にうその氏名、住所、生年月日などで契約した場合も罪になります。

友達の定期券を使う

友達の電車やバスの定期券を使うのも違法です。高額な罰金が科され、定期券は没収されます。定期券に限らず、土日フリーパスや周遊券のようなチケットも同様に、1枚のチケットを友達同士で使いまわしてはいけません。



違法行為は「このくらいなら大丈夫」「みんなやっていることだから」というような小さな気の緩みから引き起こされます。その気の緩みが自分の人生を狂わせ、一生後悔することに繋がりがねません。

また、自分の知らないうちに犯罪に手を貸してしまっているケースもあります。毎日、新聞やニュースをチェックする、近所の住人とよくコミュニケーションをとる、地域の活動に積極的に参加するなどして、常に社会に対するアンテナを敏感にしておきましょう。

(3) 自転車

夜間ライトつけない、二人乗り等、交通ルールを守らない場合、自転車に乗っていると警官に呼び止められ、在留カードの提示を求められ、防犯登録について調べられることがよくあります。

日本では、盗難防止のために自転車を登録制にしています。他人名義で登録されている自転車に乗っていることがわかると、交番に長い時間拘束されたり、自転車泥棒の疑いをかけられたりして不愉快な思いをしますから、自転車を利用する場合は、次のことに注意してください。

- ・ 自転車を買ったときには、必ずその店で防犯登録（500円）をしましょう。
- ・ 友達から自転車を譲り受けた場合、譲渡されたことが分かる書類（譲渡証明）を友達に書いてもらい、自転車販売店に行って自分の名前で防犯登録をしましょう。
- ・ 駅前などの自転車置き場以外の場所に自転車を駐輪しておく、「放置自転車」として撤去されることがあります。撤去された自転車を返却してもらうには、指定の場所に出頭して手数料を支払わなければなりません。必ず決められた場所に駐輪しましょう。
- ・ 駅前や、ごみ置き場に放置されている自転車に乗ってはいけません。警察官に調べられた時、拾った自転車であることが分かったら「自転車泥棒」になってしまいます。

※自転車安全利用5則※

1. 自転車は、車道を走るのが原則です。歩道はやむを得ない時だけ利用しましょう。
2. 車道は必ず左側を通行しましょう。
3. 歩道は歩行者優先です。車道寄りを徐行しましょう。
4. 安全ルールを守りましょう。
5. 子どもはヘルメットを着用しましょう。



【参考】

警視庁：歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイド：

https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/trafficsafety/traffic_safety_en.pdf

飲酒運転、二人乗り、並進は禁止です。
夜間は必ずライトを点灯しましょう。
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認を必ず行いましょう。

◆ 学生生活

1 図書館

学術情報センター図書館 (<https://librarywww.pu-hiroshima.ac.jp/drupal/riyouannai>)

① 開館時間

詳細は、上記 HP 上の各キャンパス図書館開館カレンダーにて調べてください。

② 休館日

【広島キャンパス】

日曜日・休業期間中の土曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）ほか

【庄原キャンパス】

日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）ほか

【三原キャンパス】

日曜日・休業期間中の土曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）ほか

※都合により開館時間や休館日を変更するほか、臨時に休館することがあります。その場合は、図書館の掲示板およびホームページでお知らせします。

③ 利用方法

・館内利用

閲覧室にある図書・雑誌・新聞・視聴覚資料は自由に利用できます。

利用後は元の場所に戻してください。

・館外利用

貸出手続き

借りたい図書または雑誌など（資料）と学生証をカウンターに係員に提示してください。

図書の貸出冊数と貸出期間は、次のとおりです。

区分	貸出できる合計冊数	貸出期間	
		図書	雑誌
学部生（通常貸出）	10冊	2週間	2週間
学部生（卒論貸出）	5冊	1ヶ月	—
大学院生	20冊	1ヶ月	2週間
科目等履修生，特別聴講学生，聴講生	10冊	1ヶ月	2週間
研究生，研修員	20冊	1ヶ月	2週間
教職員（常勤）	40冊	2ヶ月	2週間
名誉教授，非常勤教職員，客員研究員，外国人客員研究員	20冊	1ヶ月	2週間

※ 一部、貸出できない図書もありますので、注意してください。

返却手続き

貸出を受けた図書は、期限までにカウンターに返却してください。

図書館が閉館しているときは、入口横の図書返却ポストを利用してください。

この他、図書の貸出予約、複写やレファレンスサービスなどもあります。
詳しくは、ホームページを見るか、図書館のカウンターでたずねてください。

2 学内ネットワークサービス

学術情報センター 情報部門 (<https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/student/list130.html>)

本学では、学内ネットワークを使って色々なサービスを利用することができます。

(1) 学内共通アカウントについて

学内ネットワークの各種サービスを利用するためには、ユーザ・アカウント（学内共通アカウント）が必要です。学内共通アカウントとは、学内のサービスを利用するのに必要なID（ネットワーク上の学生証のようなもの）です。学内共通アカウントは、学生一人一人に配付され、パスワードが設定されています。パスワードは初期パスワードとなっており、あとから変更することができます。

(2) 学内共通アカウントで利用できるシステムとサービス

- ・ Web メール
- ・ 教学システム（履修登録、休講・補講情報、授業・時間割照会、証明書自動発行機）
- ・ 就職支援システム（求人情報等）
- ・ 図書館 WEB サービス

サービスの詳細、利用上の注意、Q & A などについては、上記のサイトを参考にしてください。



3 キャリアセンター

留学生の就職活動は、基本的には日本人学生の就職活動と同じです。キャリアセンターでは、日本国内での就職を希望する留学生の皆さんへ、就職に関する情報を提供しています。詳しい支援内容は、以下のHPをご確認ください。

留学生の皆さんは、異国での就職活動ということで、不安があるかと思いますが、学年を問わず、気軽にキャリアセンターを利用してください。

キャリアセンター：<https://www.pu-hiroshima.ac.jp/p/career/index.html>

4 国際交流センター（広島キャンパス）

国際交流センターの主な業務は以下の通りです。学業や海外留学のことはもちろん日常生活上の身近な相談や就職相談にも応じています。何かわからないことがあれば、気軽にお立ち寄りください。

また、国際交流センター前の掲示スペースでは、奨学金の募集や国際交流関係行事やボランティア募集などの最新の情報をお知らせしています。

(1) 取扱業務

- ・ 留学生の受入れ（私費・国費）
- ・ 在留期間更新・在留資格認定証明書交付申請に関すること
- ・ 奨学金情報の公開及び申請に関すること
- ・ 宿舎や補償制度の紹介
- ・ スタッディーツアーなど国際交流行事の実施
- ・ 協定留学生の受入・派遣

- ・協定校をはじめとする海外大学への留学相談
 - ・海外留学プログラムの運営
 - ・海外大学との連携
- (2) 窓口時間
- 授業期間：月～金 8:30－18:00
- 休業期間：月～金 8:30－17:15

◆ 日常生活

1 住居

- (1) 広島市留学生会館：<http://www.i-house-hiroshima.jp/>

毎月、空き居室があれば、大学を通じて入居者募集があります。国際交流センター前の廊下にある掲示スペースで募集をかけますので、希望の方は、国際交流センターを通じて申込をしてください。なお、空き居室がない場合は、募集は行われません。

- (2) 留学生住宅総合補償制度：<http://www.jees.or.jp/crifs/>

日本では、部屋を借りるときに連帯保証人が必要になります。留学生住宅総合保証制度は、学校関係者が連帯保証人になる場合に留学生が利用できる制度です。海外旅行保険と保証人補償基金で構成され、借戸室の失火等で家主等に対して損害賠償をしなければならない場合や、家賃の未払い等により保証人が家主から保証債務の履行請求を受けた場合に補償を行うものです。

部屋を借りるとき、保証人で困った際は、国際交流センター等に相談してください。

2 銀行口座

銀行で預金口座を開くと、預金、送金、公共料金の自動振り込み、両替などができます。窓口は土・日・祝日を除き、月曜日から金曜日の9:00から15:00（ゆうちょ銀行は16:00）まで開いています。ATMは設置場所によって利用できる時間が異なります。

一般的な必要書類は以下の通りです。

- ① パスポート
- ② 国民健康保険証または在留カード
- ③ 印鑑 ※サインでも可能な銀行もありますので、事前に確認してください。
- ④ 入金用の現金 ※最低額は銀行によって異なりますので、事前に確認してください。

3 郵便

日本国内の普通郵便料金は、はがき63円、25g以下の封書84円です。

外国への郵便料金は、地域によって金額が違いますから、郵便局で聞くかホームページ

(<http://www.post.japanpost.jp/index.html>)で調べましょう。貯金以外の窓口は、ほとんどが月曜日から金曜日の9:00から17:00まで開いています。

また、郵便局で通常貯金口座を開くことができます。貯金の窓口は、土・日・祝日を除き、月曜日

から金曜日の 9:00 から 16:00 まで開いています。

口座を作るためには、在留カード、学生証、印鑑（ない場合はサインでも可）が必要です。

4 電気、ガス、水道

電気

広島電気の周波数は 60 Hz です。周波数に適した電化製品を使用してください。ショートした場合や容量以上の電気を使ったときにはブレーカーが落ち、電気供給が自動的に止まり停電します。部屋の電気容量をあらかじめ調べ、電気を使いすぎないようにしましょう。広島電気の「中国電力」が供給しています。電気使用の申し込みなどは中国電力広島カスタマーセンターへおたずねください。<https://www.energia.co.jp/index.html>

ガス

ガスには主に都市ガスとプロパンガスがあり、住宅によって違います。入居したら、まず管理しているガス会社に連絡し、日時を決めてガスの開栓を依頼します。指定日に係員が訪問し、ガス器具の点検や説明を行ったうえで開栓します。

水道

日本の水道水はそのまま飲むことができます。水道は各市町村が供給しています。入居したら居住している市役所の水道部へ連絡してください。

広島市水道局 引越お客さま受付センター（電話番号：082-511-5959）

庄原市水道局 水道課管理係（電話番号：0824-73-1197）

三原市水道局 <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/ques/questionnaire.php?openid=12&check>（オンライン申請可）



5 携帯電話

携帯電話を購入する場合は、在留カードと学生証を持って、近くの携帯電話会社の代理店や通信会社で手続きをしてください。各社によってサービス内容が異なるため、ホームページなどを利用して情報を収集した上で、申し込んでください。



6 生活ガイドブック

広島市・区役所は、在留の届出や国民健康保険の手続きをしますが、そのほかにゴミの出し方や、緊急病院の連絡先、地震のときの避難場所などが書いてある「外国人市民のための生活ガイドブック」（英語、韓国・朝鮮語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語）も配付しています。各区役所市民課（外国人登録窓口）でもらえますので、ご活用ください。

外国人市民のための生活ガイドブック：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/49/11498.html>

7 交通

広島市内は、ＪＲやアストラムライン、路面電車、バスなど様々な交通手段を選ぶことができます。

近距離の各交通機関を利用する際は、それぞれから発行されているＩＣカード（ＰＡＳＰＹやＩＣＯＣＡ）を利用すると便利です。読み取り機にタッチするだけで利用でき、運賃割引サービスや電子マネー機能も備えています。

「ひろたび」(<http://www.hiroshima-navi.or.jp/transportation/>)では、市内の交通手段をまとめて紹介しています。英語、韓国語、中国語などの変換機能もあり、大変便利なサイトです。以下は、交通手段別のホームページ紹介です。

【電車（ＪＲ）】ＪＲ西日本 <http://www.jr-odekake.net/railroad/>

【アストラムライン】<http://astramline.co.jp/>

【路面電車（広島電鉄）】<https://www.hiroden.co.jp/train/route-guide/stop-guide/index.html>

【バス】 広島電鉄 <https://www.hiroden.co.jp/bus/>

広島バス <http://www.hirobus.co.jp/>

広島交通 <http://www.hiroko-group.co.jp/kotsu/index.htm>

PASPY (<http://www.paspy.jp/>)

PASPY（パスピー）は、共通マークのついたバス・路面電車、アストラムライン等で共通に使用できるＩＣカードで、運賃が自動で最大１０％の割引になります。ただし、PASPYは2025年3月までに順次終了予定です。

（このＩＣカードはＪＲでは利用^{りよう}することができません）

ICOCA (<http://www.jr-odekake.net/icoca/>)

ICOCA（イコカ）は、ＪＲで使えるＩＣカードで、広島県のほか近畿圏や首都圏でも利用できます。運賃の割引はありませんが、電子マネー機能を備えていてマークのついたお店で利用できます。

◆ 留学生の奨学金

本学では、授業料減免制度の他、留学生を対象とする学外財団等の奨学金を取り扱っています。応募方法については、随時、国際交流センター前の掲示板及び三原/庄原キャンパスの教学課の掲示板でお知らせすると共に、募集要項を個人指定のメールアドレスに送付いたします。

応募者が大学を通して申し込む場合と、個人が直接学外財団等へ申し込む場合がありますので、それぞれ募集要項をよくご確認の上、応募してください。

奨学金名	対象	奨学金月額	募集開始
八幡記念育英奨学金	学部生, 大学院生	8万円(学部生) 10万円(大学院生)	1月
熊平奨学文化財団	学部生, 大学院生, 研究生	5万円	1月
S G H財団奨学金	学部生, 大学院生	10万円	2月
朝鮮奨学会	学部生, 大学院生	2.5万円(学部生) 4万円(大学院・修士) 7万円(大学院・博士)	4月
渡日等留学生支援に係る奨学金	学部生, 大学院生 (県外からの新たな転入者)	18万円(一括支給)	4月, 9月
ひろしま国際センター奨学金	学部生, 大学院生, 研究生	3万円	4月
ひろしま奨学金	学部生, 大学院生, 研究生	3万円	4月
文部科学省外国人留学生 学習奨励費(就職支援枠)	学部生, 大学院生	4.8万円	4月
もみじ銀行育英会	学部生, 大学院生, 研究生	5万円	4月
公益財団法人戸部眞紀財団奨学金	学部生, 大学院生	5万円	3月
ロータリー米山記念奨学金	学部生, 大学院生 (庄原・三原キャンパスのみ)	10万円(学部生) 14万円(大学院生)	9月
平和中島奨学金	学部生, 大学院生	10万円	9月
日本中国友好協会丹羽宇一朗奨学金	大学院生	7万円	9月
イノアック国際教育振興財団	学部生, 大学院生	5万円	10月

◆ 学外の外国人留学生支援団体

下記の施設で、留学生を対象にした様々なサービスを受けることができます。特に無料の日本語学習サービスなどを積極的に利用し、学習に役立ててください。

1 公益財団法人ひろしま国際センター

(<http://hiroshima-ic.or.jp/>)

場所	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階
開館時間	月～金曜日 10:00～19:00 土曜日 9:30～18:00
休館日	毎週日曜日, 祝日, 年末年始(12/28～1/4)
電話番号	082-541-3777
アクセス	JR広島駅(南口)から 市内電車利用 (1番)広島港行き→「袋町」下車



【提供サービス】

- ・ 図書, 情報コーナー (日本や外国に関する本, ビデオテープ)
- ・ インフォメーションコーナー
(国際交流イベント・ボランティア紹介などの情報提供)
- ・ ふれあいコーナー (海外の新聞や雑誌の閲覧, 衛星放送など)
- ・ 相談コーナー (生活上の問題, VISA関連, ボランティア活動など)
- ・ 日本語学習支援 (ワンペア日本語サロンなど)

2 広島県留学生生活躍支援センター

(<http://www.int-students-hiroshima.jp/>)

場所・開館時間等は、ひろしま国際センターと同じ

電話番号：082-541-3781

【提供サービス】

- ・ 住宅保証制度
- ・ 就職支援
- ・ 各種情報提供
- ・ 広島県の留学生の情報ネットワークを構築 (メールマガジン配信)

3 公益財団法人広島平和文化センター 国際交流・協力課

(<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/ircd/>)

場所	広島市中区中島町1-5 平和記念公園内 広島国際会議場 3階
開館時間	4月～9月 9:00～19:00 10月～3月 9:00～18:00
休館日	年末年始(12/29～1/3)
電話番号	082-247-9715
アクセス	JR広島駅(南口)より 市内電車利用 (1番)広島港行き→「袋町」下車 (2番)広島宮島口行き, (6番)江波行き →「原爆ドーム前」下車

【提供サービス】

- ・ 外国人市民相談窓口



- ・ 交流会開催
- ・ 日本語教室
- ・ 外国人市民のための安全教室 など

◆ 連絡先リスト

広島キャンパス	
国際交流センター	082-251-9607 puh-ie-s@pu-hiroshima.ac.jp
教学課（学生支援関連）	082-251-9720
財務課（授業料等）	082-251-9939
キャリアセンター（就職関連）	082-251-9699 career@pu-hiroshima.ac.jp
防災センター （休日の緊急時のみ）	082-251-5178 ※国際交流センター担当者に連絡してくださいと伝えてください。
庄原キャンパス	
教学課（学生支援関連）	0824-74-1700
総務課 会計係（授業料等）	0824-74-1000
キャリアセンター（就職関連）	0824-74-1701 shusyoku@pu-hiroshima.ac.jp
緊急連絡先 （休日の緊急時のみ）	Facebook のグループ “international students for emergency” にて連絡
三原キャンパス	
教学課（学生支援関連）	0848-60-1126
総務課 会計係（授業料等）	0848-60-1128
キャリアセンター（就職関連）	0848-60-1126 mcareer@pu-hiroshima.ac.jp
警備員室 （休日の緊急時のみ）	0848-60-1126
その他	
警察	110
救急車・消防車	119